

旅行業登録制度の概要

〔法： 旅行業法
規則： 旅行業法施行規則〕

1. 旅行業の登録（法第2条, 第3条）

- ① 報酬を得て
- ② 旅行者（消費者）のために、運送・宿泊等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為等を
- ③ 事業として行う者は
旅行業法に基づき、旅行業もしくは旅行業者代理業の登録が必要です。

※ 旅行者等から旅行に係る金銭の收受をしていれば、たとえ実費のみの金銭の收受であっても報酬を得ているとみなされます。

※ 国、地方自治体や非営利団体等が実施する事業であったとしても、①②に該当する旅行業を行う場合には、旅行業の登録が必要になります。

登録を受けないまま旅行業に該当する営業などを実施した場合、無登録営業として法律により処分されます。（法第29条）

2. 登録の種別（業務範囲の別）（法第4条, 規則第1条の2）

◇ 旅行業

第1種旅行業については観光庁長官、第2種、第3種、地域限定旅行業については、旅行業務に関する「主たる営業所」の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

【図1】「旅行業等の登録区分／出典：観光庁HP」

旅行業等の区分		登録行政庁 (申請先)	業務範囲※1				登録要件		
			企画旅行			手配旅行	営業保証金 ※2	基準資産 ※3	旅行業務 取扱管理者 の選任
			募集型		受注型				
海外	国内								
旅行業者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	7000万 (1400万)	3000万	必要
	第2種	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	○	○	○	1100万 (220万)	700万	必要
	第3種	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	△ (隣接市町村等)	○	○	300万 (60万)	300万	必要
	地域限定	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)	15万 (3万)	100万	必要
旅行業者代理業		主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	旅行業者から委託された業務				不要	-	必要
観光圏内限定旅行業者代理業 (観光圏整備実施計画において認定を受けた旅館業者)		観光圏整備計画における国土交通大臣の認定	旅行業者から委託された業務 (観光圏内限定、対宿泊者限定)				不要	-	研修修了者 で代替可能

※1:業務範囲について

募集型企画旅行 → 旅行業者が、予め旅行計画を作成し、旅行者を募集するもの(ex.パッケージツアー)

受注型企画旅行 → 旅行業者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの(ex.修学旅行)

手配旅行 → 旅行業者が、旅行者からの依頼により宿泊施設や乗車券等のサービスを手配するもの

※2:旅行業協会に加入している場合、営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を弁済業務保証金分担金として納付(カッコ内が弁済業務保証金分担金の金額)。

また、記載された金額は年間の取扱額が2億円未満の場合であり、以降、取扱額の増加に応じて、供託すべき金額が加算。

※3:旅行業の登録に当たり、行政庁は、申請者が事業を遂行するために必要な財産的基礎を有することを確認する。

◇ 旅行業者代理業

旅行業者代理業については、旅行業務に関する主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

*所属する旅行業者（1社）を代理して、旅行業務を取り扱うことができる。

*2社以上の旅行業者を代理することはできない。

*業務範囲は、所属旅行業者と締結した旅行業者代理業業務委託契約書の範囲内になる。

3. 登録の申請（法第4条、規則第1条）

申請する旅行業等の種別（業務範囲の別）により、登録行政庁が異なります。

種別	申請先
第1種旅行業	観光庁長官登録 〔詳細については、国土交通省 中国運輸局 観光部 観光企画課〕 (TEL: 082-228-8701) へお問い合わせください。
第2種旅行業 第3種旅行業 地域限定旅行業 旅行業者代理業	主たる営業所（旅行業務に関し拠点となる営業所）が広島県内にある場合、広島県知事登録となります。 <お問い合わせ先> 広島県 商工労働局 観光課 観光戦略推進グループ (TEL: 082-513-3388)

4. 登録の拒否（法第6条）

旅行業等の登録の申請者が次のいずれかに該当する場合は、登録が拒否されます。

第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 第十九条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第三十七条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から五年を経過していないものを含む。）

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者

三 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。第八号において同じ。）

四 申請前五年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は第七号のいずれかに該当するもの

六 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

七 法人であつて、その役員のうち第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九 営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者

十 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる第四条第一項第三号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

十一 旅行業者代理業を営もうとする者であつて、その代理する旅行業を営む者が二以上であるもの

5. 登録要件

登録は、法人又は個人のいずれでもできます。

(1) 法人で申請する場合は、定款及び法人登記簿ともに目的欄を次のとおりにしてください。

旅行業の場合：「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」

旅行業者代理業の場合：「旅行業法に基づく旅行業者代理業」

(2) 基準資産額（法第6条、規則第3条、第4条）を満たしていること。

◇ 基準資産額は、旅行業の業務範囲の別により異なります【表1】。

◇ 基準資産額の算出方法

$$\text{基準資産額} = \text{資産合計} - \text{負債合計} - \text{不良債権} - \text{繰延資産（創業費等）} \\ - \text{営業権} - \text{営業保証金額 又は 弁済業務保証金分担金額*} \\ \text{（旅行業協会加入の場合）}$$

※ 新規登録の場合も、営業保証金または弁済業務保証金分担金の予定額により同様の方法で算定します。

※ 基準資産額が不足している場合は、増資（増資済みの登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を要提出）、もしくは贈与・債務免除（公正証書を要提出）等を行ってください。

※ 旅行業協会に加入される場合は、旅行業協会に事前にご相談ください。

(3) 旅行業務取扱管理者の選任（法第6条、第11条の2）がされていること。

◇ 営業所ごとに専任の旅行業務取扱管理者を1人以上選任しなければなりません。

※ 旅行部門従業員数10人以上の営業所では、2人以上の旅行業務取扱管理者を選任すること。

◇ 選任する管理者は、種別（業務範囲の別）により次のとおり

種別	資格内容
第1種旅行業	総合旅行業務取扱管理者
第2種旅行業 第3種旅行業 地域限定旅行業 旅行業者代理業	総合旅行業務取扱管理者 または国内旅行業務取扱管理者

※ 海外旅行を取扱う営業所においては、必ず総合旅行業務取扱管理者を選任すること。

国内旅行業務取扱管理者を選任する場合には、「国内旅行業務」しか取り扱うことができません。

◇ 法第6条に基づく欠格事由についての審査があります。

申請者（法人の場合、その役員も含む）及び旅行業務取扱管理者が欠格事由に該当する場合は、登録できません。

◇ 旅行業務取扱管理者として選任見込みの者は、5年以内に「旅行業務取扱管理者定期研修」を受講する必要があります。受講していない場合は、代表者名義による「受講に係る誓約書」を提出してください。

☆ 登録申請に必要な提出書類は、[登録申請書類一覧表](#)を参照ください。

6. 登録申請の手続き

- (1) 申請書類を作成の上、県窓口へ持参してください。
※申請書類の確認等に30分程度時間がかかるため、電話による事前予約をお願いします。
- (2) 申請書類の確認後、新規登録申請手数料【表2参照】について、手数料納付窓口で現金納付してください。
- (3) 県での審査（1か月程度）を経て登録要件を満たした場合には、登録通知書を送付します。
- (4) 営業保証金の供託（供託所）又は弁済業務保証金分担金の納付（旅行業協会）をしてください。
（法第7条、第8条、第22条の10、規則第6条の2、第7条）
- (5) 「営業保証金供託届出書」又は「弁済業務保証金分担金納付届出書」を広島県知事に届け出てください（「供託書」又は「弁済業務保証金分担金納付書」の写しを添付）。
※登録の通知を受けた日から14日以内に提出が必要です（郵送可）。
※この届出をした後でなければ、営業を開始することはできません。
※旅行業者代理業者は、自ら供託する必要はありませんが、所属する旅行業者が代理業者の取引額も含めて算定した営業保証金を供託しなければなりません。
- (6) 業開始にあたって、「登録票」、「取扱料金表」、「旅行業約款」を営業所に掲示してください。

【表2】「広島県手数料（現金納付）」

種別	手数料		
	新規	更新	変更 (業務範囲の変更)
旅行業	23,000円	17,000円	11,000円
旅行業者代理業	15,000円		

7. 更新登録（法第6条の3、規則第1条）～旅行業のみ、旅行業者代理業は有効期限はなし。

- (1) 旅行業の登録の有効期間は、新規登録（又は更新登録）の日から起算して5年です。
（法第6条の2）
- (2) 有効期間満了後も引き続き旅行業を営もうとする場合は、**有効期間の満了の日の2か月前までに**、更新登録の申請書類を作成の上、県窓口へ持参してください。
※申請書類の確認等に30分程度時間がかかるため、電話による事前予約をお願いします。
- (3) 申請書類の確認後、新規登録申請手数料【表2参照】について、手数料納付窓口で現金納付してください。
- (4) 県での審査（1か月程度）を経て要件を満たした場合には、登録通知書を送付します。

☆ 更新登録申請に必要な提出書類は、**登録申請書類一覧表**を参照してください。

8. 変更登録（法第6条の4、規則第4条の2）

旅行業者が登録業務の範囲を変更する場合には、変更登録の申請手続きが必要です。

※ 1種への変更登録の申請先は、観光庁になります。

※ 旅行業者代理業から旅行業へ変更する場合は、新規登録申請になります。

☆ 変更登録申請に必要な提出書類は、**登録申請書類一覧表**を参照してください。

9. 登録事項の変更（法第6条の4，規則第5条）

旅行者又は旅行者代理業者は，登録簿に記載されている以下の事項について変更があったときは，その変更のあった日から30日以内に，広島県に届出をする必要があります。

区分	変更内容
旅行者及び代理業者	・名称 ・本社所在地（住所） ・代表者 ・商号 ・営業所に係る事項（新設（その他営業所の追加），名称，所在地，廃止）
旅行者のみ	・代理業者に係る事項（新設，廃止，住所，名称） ・営業所に係る事項（新設，名称，所在地，廃止）
代理業者のみ	・所属旅行者に係る事項（名称，所在地）

☆ 届出に必要な提出書類は，登録事項変更届出書類一覧表を参照してください。

10. 取引額報告書の提出（法第10条，規則第9条の2）

旅行者は，毎事業年度終了後100日以内に，「取引額報告書」により，その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額を，第6号様式により登録行政庁に報告しなければなりません。

取引額が増加することによって，営業保証金の額が，現在供託している額に不足する場合は，前事業年度の終了の翌日から100日以内に追加して供託することになります。

11. 自己点検の実施

「広島県旅行者等自己点検及び立入検査実施要領」の第2条に基づき「広島県旅行者等旅行業法遵守状況確認表」による自己点検を，毎年度4月に実施し，遵守されていない事項が判明した場合には直ちに改善措置を講じてください。

<問い合わせ先・申請書提出先>

広島県 商工労働局 観光課 観光戦略推進グループ
〒730-8511
広島市中区基町10-52（県庁東館3階），TEL：082-513-3388（ダイヤルン）

※当者が不在の場合があります。
申請・相談等で来庁される場合には，電話による事前予約をお願いします。

<旅行業協会 問い合わせ先>

◇ 一般社団法人 全国旅行業協会広島県支部（ANTA）
〒730-0052 広島市東区光町一丁目11-5 チサンマンション広島1 303号
TEL：082-264-3189

◇ 一般社団法人 日本旅行業協会中四国支部（JATA）
〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス2階
TEL：082-536-0700